

## 令和3年度 建設工事発注の取扱いについて

### 1 工事の発注方法について

- (1) 設計金額（消費税等を含む。）が1,000万円以上の工事については、原則として「事後審査型条件付き一般競争入札」で行います。
- (2) 工事の規模、内容に応じて「総合評価落札方式入札」で行うこともあります。
- (3) 内容については、那須烏山市ホームページ「入札・契約情報」または「那須烏山市電子入札情報システム（※平日6時から23時まで閲覧可）」で確認してください。

その他、市からの情報提供により、業界新聞（「日本工業経済新聞」等）にも一部掲載されます。なお、総務課窓口でも確認できます。

#### ※市ホームページ掲載ページへのアクセス手順

ホーム > まちづくり・観光・産業 > 入札・契約情報

### (4) 上下水道に関する建設工事の区分について

#### 「土木一式工事」

- ・公道下等の下水道の配管工事
- ・下水処理場の敷地造成工事
- ・農業用水道、かんがい用排水施設等工事

#### 「管工事」

- ・家屋その他の施設の敷地内の配管工事
- ・上水道等の配水小管を設置する工事

#### 「水道施設工事」

- ・上水道等の取水、浄水、配水等の施設工事
- ・下水処理場内の設備を築造、設置する工事

とします。

## 2 近接工事の取扱いについて

市内建設業者の健全な育成並びに適正な施工能力を重視するとともに、指名選定の公平性の観点から現工事（現在施工中の工事）の施工業者を指名しないことするため、工事箇所直線の距離 500m 以内の工事については、近接工事として取り扱います。

（例）

- ① 500m 以内で近接している「〇〇線道路改良工事（土木一式工事）その 1」「同工事（土木一式工事）その 2」を同時発注（入札）した場合。  
→ 取り扱いません。
- ② 「〇〇線道路改良工事（土木一式工事）その 1」を A 業者が施工中で、500m 以内で近接している「同工事（土木一式工事）その 2」を追加発注（入札）した場合  
→ 取り扱いませんので、A 業者は参加できません。
- ③ 「〇〇線道路改良工事（土木一式工事）その 1」を A 業者が施工中で、500m 以内で近接している「公共下水道管渠工事（土木一式工事）〇〇工区」を追加発注（入札）した場合  
→ 取り扱いませんので、A 業者は参加できません。
- ④ 「〇〇線道路改良工事（土木一式工事）その 1」を A 業者が施工中で、500m 以内で近接している「△△線舗装工事（舗装工事）その 1」を追加発注（入札）した場合  
→ 取り扱いませんので、A 業者は参加できません。
- ⑤ 「〇〇施設改修工事（建築一式工事）」を A 業者が施工中で、500m 以内で近接している「△△施設修繕工事（建築一式工事）」を追加発注（入札）した場合  
→ 取り扱いませんので、A 業者は参加できません。

## 3 工事現場における安全管理の確保について

工事の施工にあたり、作業前の安全確認はもとより、作業中、作業完了後の安全確認を徹底してください。（※令和2年4月1日より緩和された一定要件を除き、常駐となる現場代理人が不在となることがないように注意願います。）

さらに、作業現場付近を通行する歩行者及び車両等への安全対策については、事故等を未然に防ぐ観点から十分に留意するとともに、併せて第三者への賠償責任保険等にも加入してください。

#### 4 経営事項審査の手続き、結果通知書の提出について

経営事項審査は、公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が必ず受けなければならない審査です。（建設業法第27条の23）

経営事項審査の有効期間は、結果通知書を受領したあと、審査基準日から1年7か月の間です。有効期間を切らさないよう、毎事業年度終了後速やかに審査を申請してください。そして毎回結果通知書（写し）を総務課契約管財グループまで提出してください。審査を受けず失効、又は提出を再三市から求められたにもかかわらず怠った場合、入札に参加できません。

#### 5 工事現場における現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについて

現場代理人の兼任できる箇所は、3箇所までとなります。

兼任する工事の請負代金額が3,500万円以上の場合において、現場代理人が現場に不在となる間には、現場の運営等を行うことができる者を選任し、常駐させること。

※令和4年3月31日までの特例

#### 6 主任技術者の専任要件の緩和の取扱いについて

主任技術者の兼任できる箇所は、2箇所までとなります。

※令和4年3月31日までの特例

## 7 監理技術者等の途中交代の取扱いについて

監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これらが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、疾病、退職等の真にやむを得ない場合等とされています。

## 8 予定価格の公表について

予定価格は従来のとおり事前公表を基本としますが、土木・設備工事については、1億円以上、建築工事については、2億円以上を事後公表とします。

## 9 最低制限価格制度について

設計金額（消費税等を含む）が130万円を超える工事の入札については、原則として「最低制限価格制度」により実施するものとします。

算定方法については、栃木県と同様の取扱いとします。

### 【参考】建築工事（解体工事を含む。）及び設備工事の算定方法

①（直接工事費×0.90）×0.97

②共通仮設費×0.90

③（現場管理費+直接工事費×0.10）×0.90

④一般管理費×0.55

※最低制限価格は、①～④の合計となります。

## 10 社会保険等未加入対策について

栃木県と同様に、元請け及び一次下請業者を社会保険等加入建設業者に限定します。（社会保険等加入適用除外事業者を除く。）

### 【社会保険等加入適用除外事業者の例】

①健康保険

②厚生年金保険：常時使用する労働者が5人未満の個人事業所

③雇用保険：役員等のみで労働者を雇用していない法人又は個人事業所

## 1.2 工事検査体制の強化について

大型工事については、公共工事の品質確保のため、外部機関（公益財団法人とちぎ建設技術センター等）に業務委託する場合があります。

## 1.3 入札参加資格申請書の変更方法について

市ホームページに、変更届の様式が掲載してあります。  
追加、変更がある場合は、その都度、届出してください。

## 1.4 入札の中止等について

- (1) 入札参加者が談合し、又は不正不穏な行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止、延期又は取り止めることがあります。
- (2) 市が必要と認めるときは、入札の執行を中止、延期又は取り消すことがあります。この場合において、入札とは、公告又は指名通知から落札の決定までを言います。
- (3) 前項において、当該入札のために要した費用を市に請求することはできません。

## 1.5 入札の辞退について

参加申請をした者又は指名通知を受けた者は、開札前は、いつでも入札を辞退することができます。この場合、「入札辞退届」を提出してください。

緊急により、提出できない場合は、辞退する旨を連絡することでこれに代えることができますが、速やかに書面にて提出してください。

なお、入札を辞退した者は、以後の入札参加等について、不利益な取扱いを受けることはありません。

## 16 電子入札システムについて

建設工事の入札については、原則、電子入札システムによる入札とします。

認証カードの有効期限が切れてしまいますと、入札に参加できなくなる場合がありますので、期限切れがないよう注意願います。

なお、操作方法等、わからないことがある場合は、

**電子入札システムコールセンター 0570-011-311**

まで、問い合わせてください。